

## 平成28年度 第22回 役員会議事要旨

日 時 平成29年3月8日（水） 10時29分～12時17分

場 所 学長室

出席者 学長，滝澤理事，門出理事，後藤理事，和田理事，吉田理事

欠席者 なし

陪席者 佐々木監事，中村経済学部長

### 1 審議事項

(1) 寄附に伴う感謝状の贈呈について

学長から，本件について，本学経済学部の発展に寄与する者として，感謝状の贈呈を提案するものである旨の説明があった。

次いで，中村経済学部長から，佐賀大学経済学部創立50周年記念の品として時計塔を寄附していただいたものであり，本学感謝状贈呈規程第2条第1項第1号により，感謝状の贈呈を推薦する旨の説明があり，審議の結果了承された。

(2) 平成29年度長期借入金及び長期借入金償還計画の認可申請について

学長から，2月22日の役員会で協議し，3月6日の経営協議会で審議した本案件1件について，一括審議する旨の説明があった後，総務課長から，本件は，独立行政法人大学改革支援・学位授与機構より長期借入金の借入並びにその償還計画について認可申請を行うものである旨の説明があり，審議の結果了承された。

(3) 佐賀大学プロジェクト研究所の設置期間の更新の認定について

学長から，本件について，2月21日開催の総合研究戦略会議においてプロジェクト研究所の審査を行ったものについて，審議するものである旨の説明があった。

次いで，門出理事から，プロジェクト研究所のうち，設置期間が満了する5研究所及び廃止の1研究所について，規定に基づき，研究実績の確認を行った。また，設置期間更新の希望の2研究所について，審査を行い，それぞれ3年間の設置期間更新を承認した旨の説明があった。

後藤理事から，更新を希望しないとしている有明海研究ネットワーク研究所について，低平地沿岸海域研究センターの活動の一環として実施

すべきとの法人の意見から、プロジェクト研究所としては今年度で終了するとの記述があるが、有明海研究の今後の位置づけ等について、改めて確認すべきではないのではないかと意見があり、審議の結果、当研究所の取り扱いについては保留とし、学長がヒアリングを行うこととなり、その他の研究所については、了承された。

(4) 佐賀大学寄附金（基金）の整備について

学長から、本件について、本学に開設されている各種の基金等における整備を進めることで、基金等の管理、寄附金の申込等の利便性の向上等を図るものである旨の説明があった。

次いで、和田理事から、現状では、使途目的に沿って各種の基金等が開設されているが、それぞれの基金を国立大学法人佐賀大学基金に統合した上で、使途を特定しない「一般基金」と使途を特定する「特定基金」に区分すること、基金の統合後の国立大学法人佐賀大学基金への寄附申込への利便性を向上するため、寄附金納付書の整備、HPやインターネットからの申込等、入金環境の整備及び基金ホームページの整備等を進めること、基金を包括的に管理するため、基金管理委員会の下に基金事務室（仮称）を設置し、それに伴い、関連規則等の改正を行うこと、各種の基金等は、国立大学法人佐賀大学基金に統合後も、募金活動、資金管理、基金事業の実施等実務的な運用等については、各部局の担当者が引き続き行うこと、基金の統合後、寄附金獲得のための行動計画（骨子）を策定する旨の説明があり、審議の結果了承された。

(5) 審議事項（非公開）

(6) 入学者選抜に係る成績通知手数料の徴収について

学長から、本件について、平成30年度入試からインターネット出願を導入することに伴い、成績通知の事務手数料を入学検定料と併せて徴収し、増収を図るものである旨の説明があった。

次いで、入試課長から、現行の入学試験成績の開示請求については、申請に基づき、個別試験、センター試験等の成績、順位を無料で送付しているが、平成30年度入試からインターネット出願を導入することに伴い、開示申請をWEB出願と同時に行わせることにより、事務手数料を入学検定料と併せて徴収し、増収を図る旨の説明があり、審議の結果了承された。

(7) その他

特になし。

## 2 協議事項

### (1) 寄附講座の設置について

学長から、本件について、大原薬品工業株式会社から、寄附講座の設置について申込みがあった旨の説明があった。

次いで、門出理事から、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間、大原薬品工業株式会社から、寄附講座「創薬科学講座」の設置（寄附申込額101,000千円）申込みについて、平成29年2月15日開催の医学部教授会において了承されたものである旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

### (2) 佐賀大学肥前セラミック研究センターの設置について

学長から、本件について、有田キャンパスの開設（芸術地域デザイン学部）と同時に、学内共同教育研究施設として肥前セラミック研究センターを設置するものである旨の説明があった。

次いで、門出理事から、第3期中期目標・中期計画において、「地域に根ざした教育研究拠点」かつ「文化を基盤としたセラミック産業での国際的学術拠点」を有田キャンパスに整備するとしていること、また、【芸術と科学の融合による「やきものイノベーション」の創出】が「戦略性が高く意欲的な目標・計画」に認定されていることを背景に設置するものであり、設置の趣旨（概要）、運営組織、規程改正等について説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

### (3) 大学間学術交流協定の締結について

学長から、本件について、ブルク・ギービヒェンシュタイン芸術デザイン大学ハレとの大学間学術交流協定を締結するものである旨の説明があった。

次いで、国際課長から、当大学は2005年に有田窯業大学校と学生交流協定を締結し、双方向の学生交流を推進されており、本学と窯業大学校との統合後も芸術地域デザイン学部の有田セラミック分野との交流を希望していること、また、同大学はインテリア・アーキテクチャーや美術教育学の分野において優れた教育・研究活動を行っていることから、本学の理工学部や教育学部の学生への波及効果も期待できること等の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(4) 収益事業の実施に伴う実施主体への一部還元について

学長から、本件について、大学の自己収入を拡大するため、自己収入獲得を加速するインセンティブ制度を構築するものである旨の説明があった。

次いで、財務課長から、これまでにない新たな収益獲得事業を行い、学外から大学に収入があった場合、獲得に直接寄与した教員や学生に、得られた収入の一部を教育研究費として還元すること、学内の部局間協働による収益獲得については、現行運用している予算移管制度を活用し実施主体となる教員・学生に教育研究費が還元できるようにすること、新たな収益獲得事業を行い、収入の一部還元等を求める際は、申請書の提出を求め、財務課は申請元と所要の協議・調整を行った上、還元の適否・率を役員会へ報告すること、平成29年4月より運用開始し、必要に応じ制度を修正する等を制度化する旨の説明があり、協議の結果了承され、大学運営連絡会で報告し、その後の役員会で審議することとなった。

(5) 佐賀大学ダイバーシティ推進宣言及び基本方針の決定について

学長から、本件について、第3期中期目標・中期計画及び年度計画に基づき、ダイバーシティ推進体制を構築するため、推進宣言及び基本方針を決定するものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、現在の男女共同参画推進宣言及び基本方針を基礎として、「ダイバーシティ（多様性）」という言葉を使用し、また、少数派の人々も対象とするということで「マイノリティ」という言葉を使用する等して、佐賀大学ダイバーシティ推進宣言及び基本方針として再策定する旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(6) 国立大学法人佐賀大学における役職員の再就職等の規制に関する規程の制定について

学長から、本件について、独立行政法人通則法の改正に伴う国立大学法人法の改正により、役職員の再就職等の規制に関する規程を制定するものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、国立大学法人等の役職員の公正性を担保するため、密接関係法人等へのあっせんの禁止、営利企業等に対する法令等違反行為に関して行う求職活動の禁止、再就職者から法令違反行為の働きかけを受けた役職員に対する届出義務、営利企業等への就職の届出義務、再就職規制に関して法人の長がとるべき措置等を規定する旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(7) 学内規則等の一部改正について

- 滝澤理事から、佐賀大学学生支援室設置規則及び佐賀大学学生支援室運営規程の一部改正について、「国立大学法人佐賀大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員等対応要領」の施行に伴い、学生支援室運営委員会の審議事項の追加、運営委員会への構成員以外の者の出席を求め意見を聞くことができることとする、集中的に支援を要する学生の定義を明確にする等について、所要の改正を行う旨の説明があった。
- 医学部事務部長から、佐賀大学医学部附属病院規則の一部改正について、附属病院の診療科である「地域包括緩和ケア科」の院内診療科名を「ペインクリニック・緩和ケア科」に変更することに伴う、所要の改正を行う旨の説明があった。
- 人事課長から、国立大学法人佐賀大学基本規則の一部改正について、大学設置基準等の一部が平成29年4月1日に改正され、職員が大学の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修（SD）の機会を設けることが求められることに伴い、研修の機会等の追加について、所要の改正を行う旨の説明があった。

なお、委員から、文部科学省からの通知は「職員」に役員も含む内容であるため、本規則の「職員」を「役職員」に修正する旨の意見が出された。
- 人事課長から、国立大学法人佐賀大学職員休職規程の一部改正について、病気休職から復職した後、繰り返し同一の負傷若しくは疾病による病気休暇及び病気休職となる場合が多いことに鑑み、休職者に対する勤務全般及び周囲の職員の業務の負担軽減等に配慮し、他大学における取り扱いと同様に、休職期間の通算を見直し、国立大学法人佐賀大学職員休職規程について、所要の改正を行う旨の説明があった。
- 国際課長から、国立大学法人佐賀大学国際交流推進センター規則等の一部改正について、本学の更なるグローバル化と国際戦略の在り方を見直すため、国際交流推進センターを一部改組するものであり、現在、国際交流推進センターに設置されている4つの室・部門及び鍋島サテライトを廃止し、審議機能を国際交流推進センター運営委員会に一本化するとともに、当該運営委員に学術研究協力部長を追加することについて、所要の改正を行う旨の説明があった。
- 環境施設部長から、国立大学法人佐賀大学における共用スペースの利用等に関する規程の改正について、学長裁量スペースの管理運営部署及び運用形態を変更することに伴い、運用方法の見直し及び管理運営部署の変更について、所要の改正を行う旨の説明があった。

- 環境施設部長から、国立大学法人佐賀大学における共用スペースの利用等に関する内規の制定について、学長裁量スペースの管理運営部署及び運用形態を変更することに伴い、運用中の申し合わせを廃止して内規として制定するとともに、共用スペースの追加、施設利用料について原則有料化、施設使用料の見直しを行う旨の説明があった。
- 環境施設部長から、国立大学法人佐賀大学本庄地区構内交通規程の改正について、自主財源の確保及び自動車の入構規制の強化を図ることに伴い、構内臨時駐車証の発行基準の見直し、入構料の免除基準の見直し、「国立大学法人佐賀大学本庄地区構内交通規程に関する書類の様式を定める細則」の統合について、所要の改正を行う旨の説明があった。
- 環境施設部長から、国立大学法人佐賀大学電気工作物保安規程の改正について、事務局の定義について他の学内規程との統一化、有田キャンパスの供用開始に伴う事業場の追加、権限者及び責任者の明確化について、所要の改正を行う旨の説明があった。
- 環境施設部長から、国立大学法人佐賀大学エネルギーの使用の合理化に関する規程の改正について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、学長の責務について一部変更、エネルギー管理統括者やエネルギー管理企画推進者等に関する規定を追加、エネルギー管理責任者および担当者の見直しについて、所要の改正を行う旨の説明があった。

以上10件のうち、資料13-1から資料13-5について、各々協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

また、資料13-6から資料13-10については審議事項であり、審議の結果、了承された。

- (8) その他  
特になし。

### 3 報告事項

- (1) 学内規則等の見直しにおける規則等と業務の整合性の確認等について  
総務部長から、学内規則等について、業務の適正化、合理化及び簡素化を図ることを目的として、平成26年度から規則等と業務との整合性の確認・見直しを実施しており、これまでに、規則等ごとに具体的な改正事項等を取りまとめた整理シート(316件)を作成し、法人関係の規則等については、当該整理シートを基に、学内規則等の改正案を作成

し、準備の整ったものから順次改正を行い、部局関係の規則等については、平成30年4月の学部・研究科の改組及び教教分離の議論も踏まえつつ、改正内容を取りまとめ、法人関係の規則等に準じて見直しを進めることで、規則等と業務の整合性の確認等作業の区切りとする旨の報告があった。

(2) 佐賀大学入学者選抜試験に係る検定料徴収の特例措置について

入試課長から、被災者の経済的負担を軽減し、受験生の進学機会を確保するため、平成29年度入学者選抜試験の入学検定料免除の特例措置を実施したところ、検定料免除者数が21名と多かったことから、入試委員会で審議し、次年度も引き続き特例措置を実施することとした旨の報告があった。

(3) 平成28年度佐賀大学学位記授与式及び平成29年度佐賀大学入学式の挙行について

総務課長から、平成28年度学位記授与式は平成29年3月24日(金)午前10時から、平成29年度入学式は4月4日(火)午前10時から、それぞれ佐賀市文化会館で行われる旨の報告があった。

学長から、経営協議会外部委員への学位記授与式及び入学式の案内をもっと早い時期に行うよう指示があった。

(4) その他

特になし。

## 4 その他

特になし。

以上